大阪府知事　　中川和雄　殿

　　　　　　　労　働　部

**釜ケ崎就労対策についての要望**

　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略称・釜ケ崎反失業連絡会）

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同代表　山田　実・本田哲一郎・村松由夫

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　西成区萩之茶屋2-5-25釜ケ崎解放会館内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎日雇労働組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　西成区萩之茶屋3-1-10ふるさとの家気付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎高齢日雇労働者の仕事と生活を勝ちとる会

　私たちが昨年来、大阪府に要望書を提出し、実現促進のために行動を続けてまいりました。にもかかわらず、大阪府労働部はなんの動きも示しておりません。

　そこで、私たちは、就労保障制度に絞り、改めて要望いたします。

**就労制度を巡ってのこれまでの動き**

　日本は21世紀初頭には、人口の約6人に6人が65歳以上、労働力人口の約4人に1人が55歳以上の高齢者になると予想され、経済社会の活力の維持・発展のためには高齢者雇用対策の確立が急務とされております。釜ケ崎地域についてはすでに労働者の平均年齢が52歳を越えており、他に先駆けた対策が待たれています。

　にもかかわらず、大阪府労働部は、「国からの方針が降りてくるのを待って対策を考えたい。現状ではなにもできない」と言っています。この言葉は、大阪府を国のたんなる出先機関化を是認するものであり、自分たちの無能を覆い隠すための言辞にすぎません。

　国・労働省の現在の高齢者対策は、『日本の労働政策ー平成５年版』によると「現在、高年齢者雇用安定法及び高年齢者等職業安定対策基本方針に基づき、①60歳定年を基盤とした65歳までの継続雇用の推進　②再就職を希望する高年齢者のための早期就職の促進　③定年退職等における臨時・短期的な就業の場の確保等、に重点をおいて、高年齢者のための総合的な雇用就業対策を推進しているところである。」とされています。当然のことながら、大枠を取り上げたものであり、釜ケ崎労働者のような不安定就労層の中に存在する高齢者のことは、具体的には取り上げられていません。その取り上げられていないところに着目し、対策をたてるところに、地方自治の意義があるのではないでしょうか。

　大阪府労働部は、出来ることすら実行しようとはしません。私たちは、公共事業への日雇い吸収制度を要求いたしました。発注部局である建築・土木の両部は、それについて「技術論でなく、政策の問題である。」といっています。そして、『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』第22条には「労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者の就職状況等からみて必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業－中略－について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という）を定めることができる。」とされています。労働部はなぜ、この条文を活用しようとしないのでしょうか。

　大阪府労働部は、大阪市からの申し出も拒否しています。

　大阪市も釜ケ崎の対策には苦慮し、結局、福祉対策だけでは限界があり、一歩踏み込んで仕事の保障についても対策がなければならないと考えるにいたったようです。大阪市は大阪府労働部に対して、大阪市としては従来の民生の枠を越えてでも最大限の協力をするから、窓口だけは府の方で設置して欲しいと申し入れています。しかし、労働部は、窓口を設置し、仕切ることを拒否しています。話を伝え聞いた西成労働福祉センターの専務理事が、大阪市民生局に出向き、「福祉センター」を窓口として仕事を出して欲しいと要望しましたが、これは市の方が拒否しました。私たちがみても、設備・人員的に「福祉センター」の能力を越えた話であると思うくらいですから、市の拒否は当然だと思います。

　府労働部は、なぜ「あいりん職安南分庁舎」を活用しようとしないのでしょうか。

**要望事項**

1. 労働大臣に対し、釜ケ崎を『高年齢者等の雇用定等に関する法律』第22条にいう特　　定地域として認めることを要望すること。

　②大阪市の協力要請に答え、すみやかに「あいりん職安南分庁舎」に紹介窓口を開設す　　ること。

　③②の実施を前提とし、当面の間、「福祉センター」の業務能力範囲以内においての高　　齢者就労紹介を行うこと。そのために、「福祉センター」責任者と大阪府労働部が同　　行して、大阪市に雇用の創出について協力を求めること。

　④大阪市独自で雇用創出、仕事紹介をなすべきであるとの見解を持っているのであるなら、その根拠法、具体的な運営方法、そして大阪府労働部との関係について、文書によって明らかにすること。

　⑤「福祉センター」理事の大阪市に対する要請が、それ単独で実現することについての労働部としての判断を示せ。

　⑥「あいりん職安南分庁舎」に対し、大阪市から「あいりん職安南分庁舎」に求人の申し込みをするよう要請することを、指導すること。

　⑦以上について、回答を早急になすこと。